

令和5年教育委員会第5回臨時会会議録

開会日時 令和5年5月25日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時01分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子
委員 谷部憲子
委員 日高芳一
委員 上原有美江
委員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	佐々木健二郎
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	青木 大輔	・地域教育課長	高橋 裕之
・放課後支援課長	石川まどか	・生涯学習課長	柏原 正彦
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 谷部憲子 委員 日高芳一
以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

○教育長 おはようございます。本日は壺内委員から欠席の届出を頂いておりますが、出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、谷部委員と日高委員にお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。本日は議案等が11件、報告事項等が5件でございます。

それでは、議案第32号「令和5年度葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第32号「令和5年度葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

初めに「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出するものでございます。別添の補正予算案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

なお、本議案のほか、次の議案第33号から第42号までについての提案理由は本議案と同様でございますので、大変恐れ入りますが、議案第33号以降の提案の理由のご説明は省略させていただきますので、ご了承いただければと存じます。

それでは、別添の令和5年度葛飾区一般会計補正予算（第2号・教育費）の6ページ及び7ページをご覧ください。第8款教育費第6項社会教育費第1目社会教育振興費の1放課後支援事業経費の（1）福祉施設等経営安定化支援金は、補正額730万円でございます。電力・ガス等の物価高騰の影響による私立学童保育クラブの負担増につきまして、社会福祉法人等の運営事業者の負担を軽減するため、私立学童保育クラブ73カ所に対しまして、1カ所当たり10万円を補助するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第32号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第33号「葛飾区立水元小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 それでは、議案第33号「葛飾区立水元小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

本件は、別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、添付の参考資料で説明させていただきます。恐れ入りますが、3枚目の右上にあります「参考資料」と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立水元小学校について電気設備工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立水元小学校電気設備工事でございます。

2の「工事箇所」は、葛飾区水元四丁目21番1号。

4の「契約金額」は、4億5,320万円で、5の「契約の相手」方は、東京都葛飾区水元三丁目16番13号104、工藤・KHY建設共同企業体でございます。

6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和7年1月31日まででございます。

次に裏面をご覧ください。参考といたしまして、工事の概要を記載しております。

また、次の別紙に学校の案内図を添付しており、また案内図の裏面には配置図がございます。灰色の箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第33号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第34号「葛飾区立水元小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 続きまして、議案第34号「葛飾区立水元小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

こちらも別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

内容につきましては、恐れ入りますが、3枚目をご覧ください。右上に「参考資料」と書かれている資料でご説明いたします。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立水元小学校について、給排水衛生設備工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立水元小学校給排水衛生設備工事で、2の「工事箇所」は、葛飾区水元四丁目21番1号です。

4の「契約金額」は、2億3,362万9,000円で、5の「契約の相手」方は、東京都足立区佐

野一丁目 28 番 6 号、株式会社栗原設備でございます。

6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和7年1月31日まででございます。

次に裏面をご覧ください。参考といたしまして、工事の概要を記載してございます。また、次の別紙に学校の案内図を、また案内図の裏面には配置図があり、灰色の箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第34号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第35号「葛飾区立水元小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 続きまして、議案第35号「葛飾区立水元小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明をさせていただきます。

こちらも別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

内容につきましては、恐れ入ります、3枚目の右上に「参考資料」と書かれている資料をご覧ください。本件につきまして、改築を進めている葛飾区立水元小学校について、空調設備工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立水元小学校空調設備工事でございます。

2の「工事箇所」は、葛飾区水元四丁目21番1号。

4の「契約金額」は、4億5,255万1,000円で、5の「契約の相手」方は千葉県松戸市馬橋2851番地、近代住機株式会社でございます。

6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和7年1月31日まででございます。

次に裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載してございます。また、次の別紙に学校の案内図を添付してございます。また、案内図の裏面に配置図があり、灰色の区画が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第35号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 35 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 36 号「葛飾区立道上小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 議案第 36 号「葛飾区立道上小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、3 枚目の右上に「参考資料」と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立道上小学校について電気設備工事請負契約を締結するものでございます。

1 の「工事件名」は、葛飾区立道上小学校電気設備工事でございます。

2 の「工事箇所」は、葛飾区亀有四丁目 35 番 1 号。

4 の「契約金額」は、4 億 1,415 万円で、5 の「契約の相手」方は、東京都葛飾区亀有四丁目 6 番 11 号、大豊・大洋建設共同企業体でございます。

6 の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から、令和 7 年 2 月 28 日まででございます。

次に、裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載してございます。また、次の別紙に学校の案内図を、また案内図の裏面には配置図があり、灰色の箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 36 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 36 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 37 号「葛飾区立道上小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** 続きまして、議案第 37 号「葛飾区立道上小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、3 枚目右上にあります「参考資料」と書かれた資料でご説明いたしま

す。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立道上小学校について給排水衛生設備工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立道上小学校給排水衛生設備工事で、2の「工事箇所」は、葛飾区亀有四丁目35番1号です。

4の「契約金額」は、2億3,541万1,370円で、5の「契約の相手」方は、東京都葛飾区西水元一丁目8番5号、株式会社水元設備でございます。

6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和7年2月28日まででございます。

次に、裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載しています。また、次の別紙に学校の案内図を、また案内図の裏面に配置図があり、灰色の箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第37号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第37号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第38号「葛飾区立道上小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 議案第38号「葛飾区立道上小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

内容につきましては、3枚目の右上に「参考資料」と書かれている資料でご説明いたします。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立道上小学校について空調設備工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立道上小学校空調設備工事でございます。

2の「工事箇所」は、葛飾区亀有四丁目35番1号。

4の「契約金額」は、4億4,879万7,360円で、5の「契約の相手」方は、東京都葛飾区西亀有四丁目13番6号、株式会社東和エンジニアリングでございます。

6の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和7年2月28日まででございます。

次に裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載してございます。また、次の別紙に学校の案内図を添付しており、案内図の裏面には配置図がございまして、灰色の箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 38 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 38 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 39 号「葛飾区立水元中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 議案第 39 号「葛飾区立水元中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、3 枚目の右上に「参考資料」と書かれた資料をご覧ください。本件につきましては、葛飾区区有建築物保全工事が必要な時期の対象物件になっていることを踏まえ、外壁改修その他工事請負契約を締結するものでございます。

1 の「工事件名」は、葛飾区立水元中学校外壁改修（塗装）その他工事でございます。

2 の「工事箇所」は、葛飾区水元三丁目 20 番 1 号。

4 の「契約金額」は、3 億 2,059 万 5,000 円でございます。

5 の「契約の相手」は、東京都葛飾区高砂一丁目 23 番 3 号、清水ペイント株式会社でございます。

6 の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から、令和 6 年 3 月 15 日まででございます。

次に裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載してございます。また、次の別紙に学校の案内図を添付しており、案内図の裏面には配置図がございました。灰色の箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 39 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 39 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 40 号「葛飾区立大道中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 議案第 40 号「葛飾区立大道中学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」についてご説明させていただきます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、3枚目の右上にある参考資料をご覧ください。本件につきましては、葛飾区有建築物保全工事計画により、保全工事が必要な時期の対象物件となっていることを踏まえ、外壁改修その他工事請負契約を締結するものでございます。

1の「工事件名」は、葛飾区立大道中学校外壁改修（塗装）その他工事でございます。

2の「工事箇所」は、葛飾区四つ木五丁目 22 番 1 号。

4の「契約金額」は、1億 5,602万 5,584円、5の「契約の相手」方は、東京都葛飾区新小岩三丁目 28 番 20 号、笹崎塗装株式会社でございます。

6の「工期」は、契約締結の日の翌日から令和 6 年 3 月 15 日まででございます。

次に裏面をご覧ください。参考としまして、工事の概要を記載してございます。また、次の別紙に学校の案内図を添付しており、案内図の裏面には配置図がございまして、灰色の箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 工事の内容になるのかも分からないのですが、単純に疑問に思ったので、教えてほしいのですけれども。大体同じような規模の学校で、塗装工事で、見ると防水改修工事と石綿除去工事の面積がすごく違うので、何か差があるのか。学校の元々の造りが違うのかとか、分かれば教えてください。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 まず石綿、アスベストの除去のところなのですけれども、含まれている箇所が違っていて、水元中学校と大道中学校なのですが、水元のほうが大きくなっています。倉庫など範囲のある場所で違うということで、除去の範囲が違ってきます。

○教育長 防水も結構面積が違いますが、外壁はやるけれども、防水が必要なところはそれぞれ学校によって状態が違うということでしょうか。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 防水工事も、灰色の箇所を見ていただくと、面積や工事範囲というところで決まっています。

○青柳委員 ありがとうございます。数字が大きく違ったので、同じような学校でもこんなに違いがあるのだと単純に疑問というか、質問として思ってしまったので。ご回答ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第40号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第41号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第41号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

資料の2枚目をご覧ください。こちらが提出される原案でございます。改正内容は、幼稚園教育職員の勤務時間につきまして、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の改正による東京都パートナーシップ宣誓制度の新設を踏まえ、育児または介護を行う幼稚園教育職員の深夜時間の制限に係る要件を改めるものでございます。なお、補足をいたしますと、このパートナーシップ関係と申しますのは、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係」と定義されております。

資料の3枚目をご覧くださいませ。新旧対照表となっております。育児を行う職員についてでございますが、事実婚等、届出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含む配偶者が、深夜において育児が可能である場合を除き、原則として深夜における勤務をさせてはならないとするその配偶者に、先ほど申し上げましたパートナーシップ関係の相手方を含めることとしたものでございます。

また、この規定につきましては、「配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものを介護する職員について準用する」こととなっております。

この改正は、令和5年7月1日の施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 41 号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 42 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第 42 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

資料の 2 枚目が改正内容でございます。議案第 41 号と同様に、東京都オリンピック憲章にうたわれるパートナーシップ宣誓制度の新設により、幼稚園教育職員の扶養手当の支給における配偶者に係る規定にパートナーシップ関係の相手方を追加し、配偶者と同様に取り扱うこととするものでございます。

資料の 3 枚目以降は、新旧対照表となっておりますのでご覧ください。扶養家族の対象として、主として職員の収入によって生計を維持している配偶者が規定されておりますが、その配偶者にパートナーシップ関係の相手方を含めることといたします。

資料の 4 枚目をご覧ください。次に、職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち、1 人に係る扶養手当の月額を 1 万 3,000 円とする取扱いは平成 30 年に廃止されることになりましたが、令和 5 年度までは特例措置として同額が支給されるものとなっております。この職員が配偶者を有することになった場合に、任命権者に届け出る必要がございますが、こちらの配偶者にもパートナーシップ関係の相手方を含めることとするものでございます。

なお、この改正は令和 5 年 7 月 1 日の施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 42 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 42 号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等 11 件を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の 1 「区長の専決処分（損害賠償額の決定）に係る区議会への報告について」の報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、私から「区長の専決処分（損害賠償額の決定）に係る区議会への報告について」ご説明申し上げます。

1の「専決処分事項」は、損害賠償額の決定でございます。

2の「損害賠償の相手方、契約件名、遅延日数及び損害賠償額」の相手方及び契約件名につきましては記載のとおりでございます。なお、遅延日数でございますけれども、こちら「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の中で相手方の請求があった日から30日以内に支払うということが定められてございます。ですので、請求があった日から31日目を起算日といたしまして、計算した遅延日数がそれぞれ286日と189日となっているものでございます。

その右、損害賠償額でございますけれども、こちら財務省告示の中で、2.5%という率が定められておりまして、遅延日数に応じて計算した金額を100円未満切り捨てして算出したものが、それぞれ1,200円と300円になっているところでございます。

3の「事案の概要」でございますけれども、金町小学校長が令和4年度に締結した2件の契約について、契約代金の支払が期限内に完了しなかったことにより、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息が発生したため、その遅延利息の額を損害賠償として支払うことについて、区長が専決処分をしたものでございます。

4の「専決処分年月日」につきましては、令和5年5月2日となっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

日高委員。

○日高委員 大変残念な報告だと思います。この方が今回やったのは、以前にもこういう発生があるのではないかとと思われるぐらいの悲惨な対応の仕方です。遅延しているのが296日と189日とか、学校は本当に困ると思います。

ですから、研修にぜひ力を入れていただきたいなということと、処分については恐らく東京都の人事部が対応されると思いますけれども、学校はきちんとした報告をしていただきたいとお願いしておきたいと思います。

以上です。

○教育長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

○日高委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 基本的に、請求書が来たら30日以内に払うというのは、ほぼ当たり前のことですよ。それがさっきも日高委員がおっしゃったように286日と言ったら約10カ月ですよ。それまで誰も気が付かなかったのですか。それとも相手方から再請求があったのですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 こちらの経緯でございますけれども、区には会計管理課という、支出を担当している部署があるのですが、そちらの部署から処理が滞っている案件があるのではないかとこの連絡が学務課にありまして、調べた結果、遅延しているのが分かったといったところでございます。

事業者からこの286日空いている間、請求があったかという話はこちらではできないところではありますけれども、担当者や学校の書類整理ですとか、そういったところが非常に雑であったというところに起因していると聞いております。

今後、事務処理の在り方や進め方については、研修などを含めて対応してまいりたいと考えてございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 はっきり言えば、葛飾区がすごくだらしがないと見られてしまいます。相手の方は、区のことだから必ず払ってくれるだろうと思っているでしょう。その結果、支払がこんなに延びてしまった。ここに出ている2件だけではないのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○教育長 教育次長。

○教育次長 ただいまお尋ねいただきましたけれども、このほかにも不適切な事務処理がございまして、そちらについては現在資料を整理中でございますので、また改めて報告をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○教育長 上原委員。

○上原委員 まずはどのくらいこれ以外のものがあるのか、きちんと抜けていないように調べていただいて、支払いはなるべく早く。ぜひとも早く手続をしていただきたいと思います。

○教育長 教育次長。

○教育次長 ただいま資料について整理中ということで申し上げましたけれども、支払い等につきましても、手続は全て終了していることは確認しております。

よろしく願いします。

○上原委員 分かりました。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。こういうことがないように努めてまいりたいと思います。申し訳ございません。

それでは次に、報告事項の2「令和5年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」についての報告をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、「令和5年度葛飾区立学校児童・生徒・園児数」につきまして、令和

5年5月1日現在の状況がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

資料の1ページ、左側四角の囲みの中をご覧ください。まず、①「小学校」でございます。今年度、児童数は2万351人、学級数は748学級でございます。4年度と比較して児童数が108人の減、学級数が9学級の増となっております。

次に、②「中学校」でございます。今年度、生徒数は8,678人、学級数は291学級となっております。4年度と比較いたしまして、生徒数が122人の減、学級数は3学級の減となっております。

小・中学校の合計は記載のとおりで、4年度と比較いたしまして、児童・生徒数が230人の減、学級数が6学級の増となっております。

次に、③「特別支援学校」保田しおさい学校の児童数でございますけれども、12人で、3年度と比較いたしまして3人の増となっております。

次に、④「幼稚園」でございますが、園児数は48人になってございまして、去年度からの増減はございません。

囲みの下側から右側にかけて、ただいまご説明申し上げました数値のそれぞれ内訳を記載してございます。

1ページ目の左下①の「小学校」につきましては、表左側の区分で通常学級と書いてございますところ、こちらが右側に合計を記載してございますが、合計703学級、児童数2万94人となっております。

その下、特別支援学級でございます。種別の知的障害の固定学級が34学級で244人。情緒障害の固定学級が2学級で13人になってございます。通級学級につきましては、弱視1、難聴1、言語障害2の4学級になってございまして、合計は48人になってございます。

その下、特別支援教室につきましては、合計842人となっております。4年度と比較いたしまして58人の減になってございます。

また、通級の日本語学級につきましては、4学級、54人で、4年度と比較いたしまして2学級、23人の増となっております。

次に、ページの右側、②の表、「中学校」につきましては、通常学級が257学級、8,488人でございます。

その下、特別支援学級でございます。種別の知的障害の固定学級が20学級で132人。情緒障害の固定学級が3学級で16人でございます。通級学級につきましては、弱視1、難聴1の2学級で、4人となっております。

その下の特別支援教室につきましては、213人で、4年度と比較して50人の減となっております。

また、通級の日本語学級につきましては、5学級、71人でございまして、4年度と比較いた

しまして、1学級、9人の増となっております。

その下の夜間学級は、通級学級が3学級で22人、日本語学級が4学級で42人になってございます。

③の「特別支援学校」の各学年の人数、及び④の「幼稚園」の各年齢の園児数につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

また、おめくりいただきまして、1枚目の裏面以降、各小・中学校の内訳を記載してございます。参考までに申し上げますと、1枚目の裏面、左の表の番号で申し上げますと7番の上千葉小学校と27番の青戸小学校の児童数が700人を越えてございます。一方で、29番木根川小学校の児童数は73人となっているところでございます。

また、2枚目の裏面、中学校でございすけれども、こちら左の番号で申し上げますと2番の金町中学校と23番の葛美中学校が500人を越えている。一方で、8番の中川中学校、13番の四ツ木中学校につきましては、200人を下回っているといった状況でございます。

こちらにつきましてはの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「令和4年度区立小・中学校卒業生の進路状況について」の報告をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、「令和4年度区立小・中学校卒業生の進路状況について」ご報告いたします。

まず、小学校の進路状況でございます。卒業生の総数は3,432名、全ての児童が進学しております。都内中学校に3,235名、都外に196名、その他海外の現地校に1名となっております。都内中学校の内訳は、公立へ2,843名、筑波大学附属等の国立中学校へ8名、私立中学校に384名となります。公立中学校への進学のうち、葛飾区立中学校への進学が2,761名。そのうち校区内が2,579名、校区外が182名でございます。また、公立のうち、葛飾区外の区立学校へ転居等の理由による進学が30名、小石川中等教育学校、都立白鷗高校、両国高校附属中学校等への進学が49名、特別支援学校への進学が3名でございました。

続きまして、おめくりいただき中学校の進路状況でございます。総数は2,993名、そのうち2,947名が進学、12名が就職、同じく12名が職業訓練機関等、18名が在家庭、その他が4名でございます。

進学した生徒の内訳は、公立には1,897名、国立に8名、私立に1,042名でございました。公立に進学した生徒のうち、全日制課程に1,683名、昼夜間含む定時制に113名、通信制に39

名、高等専門学校に16名、特別支援学級に46名でございます。

小学校・中学校、それぞれ資料の裏面には過去5年間の推移を示しております。微増・微減はございますが、全体としては大きな変化は見られないと捉えておりますが、中学校から高校への進学生徒のうち、通信制高校への進学が増加傾向にございます。学校によりますと、不登校傾向にある生徒の進路指導の中で、登校を条件とせず、オンラインや学校によって回数の違いはございますが、月に数度、場合によっては年に数度のスクーリングで学ぶことができる通信制高校を選択した。そういった理由から、5名から39名に今年度増えたと考えております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 中学校で在家庭者が18人もいるのだというのが驚きなのですけれども、理由としては、不登校気味だった人なのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 やはり不登校気味、もしくは引きこもりと言いますか、家庭から出られないというような事情を伺っております。特に在家庭18名のうち、その他の5名につきましてなのですけれども、これには事情がございまして保護者の意向でしたり、外国籍の生徒さんがご家族の母国に帰国する。それから社会復帰、就職へ向けてリハビリと申しますか、もう少し時間を置くという事情を個別に聞いております。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 私が危惧しているのは闇バイト。この頃の犯罪というのは、ただ命令されて壊すだけとか、何かするだけとか、今までの犯罪と違う仕組みになってきている。闇バイトは「お金が欲しい」とかSNSで言うと、向こうから来るようです。特に友だちがあまりいない、人間関係もない。こういうところにいる人たちが意外に狙われやすい。誰か友だちがいれば、友だちに相談して「止めといたほうがいいよ」とか言うのだけれども、それがないケース。ですから、可能性としてそういうものを少し感じてしまうのですけれども、どのようにお考えですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 まさにニュースの報道等にも高校生という報道がございまして、心配されるところではございますが、先日、東京都教育委員会が闇バイトの怪しい誘いに気を付けましょうという、生徒・保護者向けの映像資料を出しまして、これを都内全校に、中学校・高校を含めて周知をしたところでございます。

本区といたしましても、学校に活用してきちんと生徒・保護者に周知をしてほしいというご案内をしたところでございます。

以上でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 闇バイトという言葉が良くないと思うのだけれども、安易に考えて、安易にお金
が欲しいという考え方になってしまうと、誘いに乗りやすい。葛飾区の子どもからそういう犯
罪に手を染めるような子を減らしたいとか、なくしたいと考えます。ぜひ、周知をきちん
とやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育推進担当課長 闇バイトの件ですが、中学校全校において、葛飾警察署からの依頼
を受けて、タブレットの中に犯罪防止の機能のアプリがついているのですが、そちらで啓発を
するというので、授業中に視聴していただくということをお願いしています。

○教育長 指導室長。

○指導室長 本日の教育委員会で教育委員の方から、ご指導を頂戴したということを改めて中
学校校長、また小学校校長会にも周知をいたしまして、指導を徹底していただくようにしま
いりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。

日高委員。

○日高委員 中学生の通信制課程への進学については皆様、共通の認識を持たれたほうがいい
です。39名というのはすごい数です。興味・関心を持っていただいて、分析が必要だと思
うのです。コロナの影響も過分にあると思いますけれども、今後の動向をしっかり注視して
いただきたいです。各学校でどのように対応するかというようなことも含めて、今後の動きを注視
していただければと思います。

よろしく願います。

○教育長 しっかりと注視、分析して考えてまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の3を終わりといたします。

次に、報告事項の4「令和5年度学童保育クラブ入会状況について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 それでは、私から報告事項の4「令和5年度学童保育クラブ入会状況につ
いて」ご説明いたします。

初めに1の「全体」でございます。公立・私立を合わせた入会者の合計数は4,888名でござ
います。2の公立学童保育クラブでございますが、令和3年度より1クラブ当たりが減りまし
て20クラブで、入会者数は1,100名でございます。

裏面と2枚目をご覧ください。3の「私立」学童保育クラブでございます。こちらは、昨年度において白鳥小、西小菅小の2校に校内整備を行いまして、4年度と比較すると2施設増えた73クラスとなっております。今、報告した学童保育クラブには下線を引いてございます。入会者数でございますが、全体では3,788名となっております。

なお、令和4年4月1日現在、入会できずに引き続き入会を希望している学童数についてでございますが、298名となっております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 ご説明、ありがとうございます。待機児童がまだいらっしゃるということで、いっぱいなのでしょうけれども、資料を見させていただくと、公立では15名から80名近くまで、受入れの差が大きく開いています。現時点でのキャパシティというのはこれでいっぱいなのでしょうか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 こちらは私立で入り切れない部分がありまして、その分を公立で受入れている実情がございますけれども、公立についても待機児が出ているという現状でございます。

今後に関しましては、待機児数は非常に増えてきている状態でございますので、今年度中にも緊急で対策を講じてまいります。

○教育長 青柳委員。

○青柳委員 僕も詳しく調べたわけではないので、分からないところもあるのですが、学童の施設は増えているイメージもあった中で、ここ数年あまり変わっていないので。施設のキャパシティの考え方も、多少見直したりする可能性というのはあるのでしょうか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 おっしゃるとおり、これまでは校内学童整備ということで、校内を中心として整備するという形でやっております、その方向性が大きく変わるわけではないのですが、緊急に待機児が増えてきた部分に関しては、校内にこだわらず近隣の適切な箇所を探して設置をしていくという方向で進めていく考えでおります。

○教育長 よろしいですか。

○青柳委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 お聞きしたいのですが、5年生、6年生になると基本的には学童クラブにもう入らない、家に行くとか、あるいは塾で忙しいとか、いろいろな子がいると思う

のですけれども。それでも学童クラブに通っているというのは、障害があるお子さんなのでしょうか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 必ずしも障害があると言い切れないのですけれども、そういうご心配をされる保護者が増えている状態ではあります。

○教育長 上原委員。

○上原委員 障害児を受け入れている学童クラブは、職員さんたちにしてみると、とても大変でないかと心配です。その辺、人手が足りないとか、そういうようなことを学童クラブが言っているようなことはないのですか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 実情としては、確かに手がかかる子というのはいらっしゃると思います。障害者として、どういう状態にあるかということですのでけれども、私どものほうでも職員が本人の状況を確認に行くということを行い、それぞれの学童でも確認を行っています。障害者の受け入れをしてくれる学童保育には、補助金を加算しております。

○教育長 障害児を受け入れている学童保育クラブは、人を確保できるような加算を付けているということで、障害児がいない学童よりも手厚い人員配置にできるようにしているということでございます。

○上原委員 分かりました。今言ったように、加算がついているのでしょうけれども、それでもやっぱり大変だと思います。今後、学童クラブがなくなるということはないと思うのです。今、小学校に通われているお子さんの保護者の方を見ると、大体みんな共働きで、それも前よりもお母さんがパートとかいうよりは、両方とも正社員というケースが増えてきているのです。そうすると学童クラブはすごく大切です。ですので、学童クラブにもしっかりと光を当てて、しっかり見ていただきたいです。葛飾区の子どもたちがきちんと育つか育たないかというのは、学童クラブの影響でもあるのです。そういった意味でも、もっと充実させてもいいのではないかなと思います。その辺のところをしっかりと分析をしてください。

よろしくをお願いします。

○教育長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 ただいま委員からお話がありましたとおり、例えば障害児への支援が足りないですとか、そういうことがないように、私もしっかりと法人と協議をしながら努めてまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○教育長 よろしいですか。

○上原委員 結構です。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

谷部委員、お願いいたします。

○谷部委員 私も待機児童のことでお伺いしたいのですが、地区によって差っておりますでしょうか。満遍なく足りないのか、ここの地区は重点的に足りないという偏りというのはございますか。

○教育長 放課後支援課長。

○放課後支援課長 委員おっしゃいますように、地域によっての待機児童数の差というのはございます。全くないところもあれば、大きなところもございます。特にどこかというと、JR沿線の駅周辺が多くなってきております。

○教育長 どちらかと言えば、比較的駅に近い、開発が急激に進んでいるようなところが、児童が足りないという状況であると思います。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。そういう要因も見極めながら、必要な措置を取れるように努めていきたいと思っております。

このご報告につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項の4を終わりいたします。

次に、報告事項等の5「学校施設を活用した放課後子ども支援事業の進捗状況について」の報告をお願いします。

放課後支援課長。

○放課後支援課長 続きまして、報告事項の5「学校施設を活用した放課後子ども支援事業の進捗状況について」ご説明いたします。

まず1「小学校内学童保育クラブの整備」でございます。今年度は、柴原小と道上小について、それぞれ令和6年4月1日、7年4月1日の開設に向けて、資料に記載のとおり整備を進めてございます。受入れ規模についてでございますが、柴原小については40人規模、道上小については120人規模を予定しているところでございます。運営につきましては、柴原小が東中川会、道上がこどもの森ということで、内諾を得ているところでございます。

続きまして、次に2「夏季休業日における学校施設を活用した子ども支援事業」についてのご説明をいたします。

まず、「目的」でございます。午前中のみ就労している保護者の児童や、学童保育クラブに引き続き入会を希望する児童など、夏休み期間に児童が安心・安全に自主的な遊びや学びができる場所として、学校施設を活用した施設の提供と見守りを行うものでございます。

「日時」につきましては、夏休みである7月21日から8月31日までとし、土曜日・日曜日・祝日を除いた期間で行い、実施時間については記載のとおりでございます。

次に、「実施予定校数」でございますが、4校について調整を行って選定しているところでございます。選定の理由でございますが、第1に、わくわくチャレンジ広場の委託、または夏休みの受け入れを実施していない小学校。第2に、夏季一時学童保育を実施していない小学校。第3に、改修や改築工事等により諸室が使用できないような小学校については、除いて実施しております。最後に、令和5年4月1日に引き続き入会を希望する児童がいる小学校で、特に低学年が多い、このような理由から選定しているものでございます。

「対象児童」でございますが、全ての学年を対象としております。なお、学童保育クラブに在籍している児童については、二重登録すると児童の安全確保や保護者の混乱が生じるという危険があることから外しております。

「利用者の費用負担」については無料です。

「実施方法」では、業者に委託をして行ってまいります。

最後に、「周知方法」でございますが、なるべく学校を通じて保護者にご案内を配布する予定でございます。

次に3の「夏季休業日の一時学童保育」でございます。

「目的」としましては、監護の必要な児童を保育するものでございます。

「日時」につきましては、夏休み期間の7月21日から8月31日まで。ご覧のとおりの実施してまいります。

「実施学童保育クラブ」でございますが、公立は13クラブ、私立は24クラブで行ってまいります。

「対象児童」については、小学校全学年を対象といたします。

「利用者の費用負担」といたしましては、ご覧のとおりでございます。

「周知及び募集方法」につきましては、広報かつしか、またはホームページにて行ってまいります。申込方法については申請書を希望する学童保育クラブに提出を予定しています。

以上です。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、以上で報告事項等を終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上で、令和5年教育委員会第5回臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時01分